集合行動としての社会問題

ハーバート・ブルーマー（著）[0]
桑原　司・山口健一（訳・解説）

社会学者たちはこれまで，社会問題というものを種々の客観的状態として位置づけるという過ちをおかしてきた。そうではなく，社会問題とは，集合的な定義の過程を通じて生まれるものなのである。社会問題が生まれるか否か，社会問題が正当性を持つようになるか否か，議論がなされるなかで社会問題がどのような形をとることになるのか，社会問題が公式の政策においてどのような扱いを受けることになるのか，計画された活動が実行されるなかでどのように再構成されることになるのか，これらを決定するのはこの過程である。〔社会問題に関する〕社会学理論や社会学的研究はこの過程を尊重しなければならない。

社会問題とは根本的に集合的定義の過程の所産であり，そうした過程とは無関係に，社会のなかにある一定の形で配置された何らかの内的性質を伴った一連の客観的事象として存在しているものではないのである。これが私の主張である。この私の主張は典型的な社会問題の社会学的研究が依拠している前提に挑戦状をたたきつけるものである。この主張がもし正しいものであるとするなら，社会問題を研究対象とする社会学理論および社会学的調査研究は，抜本的な方針転換を必要とするだろう。

手始めに，社会学者たちが種々の社会問題を研究・分析しようとする際にとる典型的なやり方を簡単に説明することにしよう。彼らの研究方法の前提となっているのは次のことである。すなわち，社会問題とは何らかの客観的な状態として，あるいは客観的な配置のあり方として，社会の構成要素のなかに存在している，と。その客観的状態ないし客観的な配置のあり方には，正常な，あるいは社会的にいって健全な社会と対照をなす，ある有害性ないし悪性が生来的に内在化されている，ととらえられている。社会学ではその状態を逆機能，病理，社会解体，あるいは逸脱といった専門用語で表現している。そこで社会学者が行うべきことは，その有害な状態ないし配置のあり方を見極め，それを基本的な諸要素ないし諸部分に分解することとなる。社会問題がもつ客観的な性質の分析は，たいていの場合，その問題を発生せしめた諸条件の特定と，その問題にいかに対処するべきかについての種々の提言を伴うこととなる。その社会問題の客観的特性の分析を終え，それを引き起こした種々の原因を突き止め，どのようにすればその問題に対処しうるか，あるいはその問題を解決しうるかを提示したとき，自らの科学者としての使命を完遂した，と社会学者は思い込む

---

[0] 当時のブルーマーの所属先は，カリフォルニア大学バークリー校である。なお，以下本稿においては，訳出および翻訳を山口が，訳注および解説を桑原が担当している。

のである。〔その後の可能性としては〕彼がえた知識や情報は，一方で学界の研究蓄積につけ加えられ，他方で政策立案者たちや一般市民の手に委ねられることになる。

こうした典型的な社会学の研究方法は，一見すると，論理的で，合理的で，正当化可能なもののように見える。とはいえ，私見では，こうした方法が示しているのは，社会問題の特性に関する甚だしい誤解である。したがって，社会問題を制御しようとしても，この方法では効果がないのである。〔以下では〕まず最初にこの方法が抱える欠陥を指摘することにしたい。そのためにも，この研究方法の鍵となる諸前提ないし種々の主張のいくつかを取りあげ，それらが事実に反したものであることを，別言するならば，実証されたものではないことを簡単に指摘することにしたい。

まず第一に，現代社会学の理論と知識では，それ自体では，社会問題の発見ないしは特定を行うことが全く不可能なのである。そのかわりに社会学者たちが行っていることは何かといえば，ある社会において，その社会によって種々の問題が社会問題として認識されたその後になってはじめて，それが社会問題であると識別する，という作業なのである。社会学的な認識は，社会内部の認識に後続することになってしまい，社会問題を公衆がどのように特定するのか，その動向次第でその内容は〔いかようにでも〕変わってしまう。事例はいくつでも挙げられるが，〔ここでは〕思いつく最近の事例からほんのいくつかを取りあげて例証してみよう。貧困を社会学者たちが明確に社会問題としてとらえたのは半世紀前[1]のことであるが，結局その後，1940年代から1950年代初頭にかけて[2]，事実上，その問題は社会学の舞台からは消滅してしまっていた。〔とはいえ〕その後，この現代[3]になってこの問題は再び社会学の舞台に舞い戻ってきた。わが国では，人種差別や搾取は，今日においてよりも1920年代から1930年代にかけての時期においての方がはるかに深刻な問題となっていたにもかかわらず，公立学校における人種隔離に対する最高裁の判決やワット地区騒乱に引き続いて一連のさまざまな事件が生じるようになるまで，その問題が社会学者たちの関心を引くことはほとんどなかった。環境汚染や環境破壊が社会学者たちにとって社会問題〔の流行〕となったのはごく最近のことであるが，こうした問題が出現し顕在化した時期は数十年前までにさかのぼる。女性の〔社会的〕地位における不平等という問題についていうならば，今日の社会学界においては極めて活発な議論がなされているが，数年前までは，社会学が関心を向ける対象としては周辺的なものとして位置づけられていた。他にも種々の事例を挙げることができるがやめておくことにしよう。社会問題の特定に際して，社会学者たちは，一貫してその手がかりを，公衆の関心がちょうどその時その時に何に焦点を定めるか，ということに求めてきた。私はただこのことを主張するにとどめる。〔私の〕この結論は，現代生活がはらんでいる

[1] この論文が書かれたのが1971年であることを考えるならば，文中でブルーマーが言及しているこの時期は1920年代初頭，すなわち，都市「シカゴ」の抱える様々な社会問題を科学的見地から明らかにすることをその使命とした「初期シカゴ学派社会学」（第2世代）が，その黄金時代を迎えていた時期に当たる。

[2] アメリカ社会学界の主導権が，初期シカゴ学派から，T・パーソンズやR・K・マートンを中心とする構造機能主義社会学やG・A・ランドバーグ等を中心とする社会学的実証主義（操作主義）へと移行した時期にあたる。

数多くの疑わしく有害な諸局面に対して社会学者たちや公衆が一様に無関心でいることを見ても，なお一層明らかである。その深刻さにも関わらず，社会学者たちによって社会問題という地位を与えられていないそうした有害な諸局面のいくつかを即席で指摘することができる。思いつく事例をいくつか挙げてみよう。現代社会において展開している大規模で過度な組織化，ヘンリー・ジョージが75年前に反対運動を展開した地代の不公正，わが国の幹線道路網に起因する種々の有害な社会的影響，「成長」という一つのイデオロギーが生み出した有害な社会的帰結の数々，既存の事業倫理規定の問題点。わがカリフォルニア州のためにも〔是非〕つけ加えておきたいことがある。それは，州のウォーター・プランが互いに反発しあう種々の隠れた社会的帰結を伴っている，ということである。思うに，この経験的な記録は，社会学者たちによる社会問題の認定が公衆による認定から生まれる，ということを明らかにするものである。

社会学者たちの自信とは裏腹に，〔彼らの〕社会学理論“それ自体が”これまで，社会問題を発見ないし特定することに対して無力であった，ということをつけ加えておこう。このことは，現在，社会問題の発生を説明する際に用いられている最も高名な三つの社会学的概念の場合において見出されうる。すなわち，「逸脱」，「逆機能」，そして「構造的ストレーン」がそれである。これらの概念は，社会問題を特定する手段としては役に立たないものである。まず一例を挙げるならば，これら三つの概念がどれ一つとして，経験的世界において，いわゆる逸脱・逆機能・構造的ストレーンの実例の特定を研究者に可能にする一連の基準を持ち合わせていないのである。〔実例を〕特定するためのそうした明確な諸指標が欠如しているために，研究者は社会におけるあらゆる社会的状態ないしは〔そこにおける〕種々の事象の配置のあり方を取り出すこともできなければ，それが逸脱，逆機能，ないし構造的ストレーンの一つの実例であるか否かを確定することもできないのである。とはいえ，こうした欠陥は，それがいかに深刻なものであれ，私が目下考察している事柄においてはさほど重要なことではない。研究者によって逸脱，逆機能，ないし構造的ストレーンとして認められた実例のいくつかが，社会問題としての地位を獲得しえていない一方で，他の種々の事例がまさに社会問題としての地位を獲得している。こうした訳を研究者が説明することができない，ということ〔の方〕が一層重要な事柄なのである。社会問題としての認識を獲得しえていない数多くの逸脱があるが，そうした逸脱がいつどのようにして社会問題と化すのか，それについて議論が行われたことはいまだかつてない。同様に，逆機能ないし構造的ストレーンの事例として主張されていながら，決して社会問題としてとらえられることのなかった事例が数多くある。とはいえ，いわゆる逆機能や構造的ストレーンがいつどのようにして社会問題と化すのか，このことについて議論が行われたこともない。一方に逸脱，逆機能，そして構造的ストレーンがあり，他方に種々の社会問題が

この論文が書かれた1970年代初頭は，ハーバート・ブルーマーの『シンボリック相互作用論』（Blumer, 1969）が公刊されたのを契機として，「シカゴ学派」の巻き返しに拍車がかかった時期である。この時期の「シカゴ学派」は「第２次シカゴ学派」「ネオ・シカゴ学派」などの名称で呼ばれ，一般にその中心人物たちはシカゴ学派の第三，第四世代として位置づけられている。

ある。明らかにこの二つは等価なものではない。

従来の社会学理論に社会問題を発見する能力が全くなく，かつ，社会学者たちが社会問題の発見を，公衆による社会問題の認識の後追いと利用というやり方で行うのであれば，社会問題を研究する者たちは，ある社会が社会問題を認識するようになるその過程を研究すべきである，とするのが理にかなった考えだと思われる。これまで社会学者たちは，顕著にこうした研究をし損ねてきた。

従来の社会学の研究方法がはらむ“第二の”欠陥がある。社会問題とは，基本的に，ある社会において特定可能な客観的状態という形態において存在する，という前提がそれである。社会学者たちは，社会問題というものを，あたかもそれが一連の客観的要素から構成されているものとして扱う。その要素とは例えば，事件の発生率，その問題に関与している人々の種類，その人数，そのタイプ，その社会的特性，そしてその状態と〔社会学者によって〕選りだされた種々の社会がもつ諸要因との関係などである。上記の研究方法には，社会問題をそうした客観的な諸要素に還元することが，その問題の主たる性格を把握することにつながり，またそれが社会問題の科学的分析を構成する，という前提があるのではないだろうか。私見ではこの前提は誤りである。後に私がより一層明らかにしてみせるように，社会問題とはそもそも，ある社会において，いかにそれが定義され認識されるか，という点から見て存在するのであって，何らかの決定的な客観的性質を伴った客観的状態という意味で存在しているわけではないのである。既存の社会的状態が有する客観的性質ではなく，その状態に対して社会内部で形成される定義が，その状態が社会問題として存在するか否かを決定するのである。この社会内部で形成される定義が，社会問題にその特性を与え，その問題にいかに接近するのか，その方途を提示し，そしてその問題との関わりにおいて何が行われるのかを形成するのである。こうした決定的な影響と比べて，いわゆる社会問題の客観的存在ないし性質は，実際には全く二次的なものなのである。〔仮に〕ある社会学者が，ある社会において悪性をはらむものとその社会学者自身が信じるある状態に注目したとしても，当の社会がその存在を全く無視するかもしれない。この場合，その状態は，その主張された客観的存在〔の如何〕に関わらず，その社会にとって社会問題として存在することはないだろう。あるいはまた，ある社会学者が社会によって社会問題と認識された〔ある事象〕を客観的に分析したとしても，その分析結果の態様とその社会においてその問題が捉えられ取り扱われるその態様とは全く別のものとなるかも知れない。社会学者によるそうした客観的分析は，その問題との関わりにおいて行われる営為に何ら影響を与えないであろうし，したがって，〔そうした客観的分析は〕その問題と現実的には何の関係ももたないであろう。これまでのこれらいくつかの指摘〔だけ〕を見ても示唆されるように，ある社会が自らの社会問題に目を向け，それを定義し，取り扱うようになるその過程を研究しなければならないことは明らかである。周知のように，社会問題の研究者たちはこの過程を無視しており，そのため，この過程が社会学理論に取り入れられることはほとんどない。

社会問題研究〔の領域〕において，社会学者たちがとる典型的な研究姿勢に潜在する，極めて疑わしい第三の前提がある。その前提とは，ある社会問題の客観的性質の研究から得られた

諸知見は，社会に，その問題の改善処置のための確かで効果的な手段を提供する，というものである。〔そこで〕社会はそれらの知見を重視し，それらの知見が指摘する一連の処置を遵守しさえすればよい，あるいは社会がするべきことはそれだけだ，ということになる。この前提は大いにナンセンスである。この前提は，ある社会が，当該社会の社会問題に直面した場合にどのように活動するのか，ということを無視しているか，あるいは不正確にとらえている。社会問題とは，いつでも，相違し対立する種々の利害関心，意図，そして目的が作用する焦点となるものである。ある社会が当該社会のどの問題に対処するにせよ，その対処のやり方を構成するのは，こうした種々の利害関心や目的の相互作用なのである。その社会問題の客観的性質に関する社会学的説明は，この種の相互作用からはるかにかけ離れたところにある。——事実，この説明は，この種の相互作用とつじつまが合わないであろう。ある社会がそれを通じて当該社会の社会問題に対して働きかける現実の過程から社会学的研究がかけ離れたところにある，というこの事実こそ，社会問題に関する種々の社会学的研究が効果を持たないものであることをよく説明している。

上記に述べた三つの主要な欠陥は，〔従来の〕社会学による典型的な社会問題の取り扱い方を必要な限り十全に批判した結果を素描したものに過ぎない。とはいえ，この三つの欠陥は，社会問題とは集合的な定義の過程のなかに横たわっているものであり，またその過程の所産である，という私の主張を展開させるための手がかりとしても，またそれゆえに，その導入としても役立つものである。社会問題を発生させるのも，社会問題がとらえられるそのやり方を形作るのも，人々がその問題に接近し，それを検討するやり方を構成するのも，どのような種類の改善のための公式計画が準備されるのか，それを定めるのも，そしてその計画を適用する際に生じる計画の変更を定めるのも，この集合的な定義の過程なのである。要するに，集合的な定義の過程が，社会問題の出現という出発点からその進路のなかで至る何らかの終着点までの，その進歴と運命を決定するのである。社会問題とは，根本的に，この集合的な定義の過程においてその生命を持つのであって，〔社会学者によって〕社会的な悪性を有していると主張された何らかの客観的領域に存在している訳ではない。私見では，社会問題に関する社会学的研究と社会問題に関する社会学的知識の根本的な弱点とは，こうした事実を認識してもいなければ尊重してもいないことにある。さて，以下では私の主張を展開していくことにしよう。

社会問題の発生・進歴・運命を，集合的な定義の過程のなかに埋め込むとするならば，〔社会問題を研究する社会学者に〕必要とされることは，この過程の進路を分析することとなる。この過程は〔次の〕五つの段階を経ていくものと私はとらえている。その各々の段階を次のように名づけたい。

1）社会問題の発生
2）社会問題の正当性
3）その問題に関する活動の動員
4）活動の公式計画の形成
5）公式計画の実行後に生じる計画の変更

上記の五つの段階のそれぞれについて簡単に論じてみたいと思う。

社会問題の発生

社会問題とは，ある社会に本来的に備わった何らかの機能不全の結果なのではなく，そこにおいて，ある既存の状態が一つの社会問題として選択され特定される〔集合的な〕定義の過程の結果である。社会問題というものは，ある社会によって〔社会問題として〕存在していると認識されない限り，その社会に存在することはない。社会問題に注意が向けられない限り，社会はそれを知覚することも，それに取り組むことも，それについて議論することも，その問題との関わりにおいて何かを行うこともない。社会問題とは端的にそこに存在している〔という〕ものではないのだ。したがって，社会問題はいかに発生するのか，という問いについて深く考えることが必要となる。とはいえ，その決定的な重要性にもかかわらず，社会学者たちはこの問題を本質的には無視してきた。

ある社会における悪性ないし有害性を帯びた社会的状態または種々の事象の配置のあり方が，どれもみな，そのまま自動的にその社会の社会問題となる，とする想定は甚だ誤りである。歴史の一コマ一コマを眺めてみると，悲惨な社会的状態であるにもかかわらず，その状態が生じている諸社会において，気づかれることも注意を向けられることもなかった実例が溢れんばかりにある。見識ある観察者たちが，ある社会の諸標準を使って，別の社会のなかに持続する有害な諸状態を知覚したとしても，まさに後者の社会の構成員にとって，それが問題として立ち現れないこともある。さらにまた，自らの社会について鋭意な観察眼を持った個々人や，苦難の経験をしたがゆえに自らの社会における既存の社会的諸状態を有害なものと知覚する個々人がいたとしても，それらの状態に対して〔当該社会の〕いかなる関心も喚起されえないこともありうる。また同時に，既存の社会的状態がある時は無視されていたとしても，その性質〔それ自体〕に変化が生じずとも，別の時期に〔社会の〕重大な関心事となることもありうる。そのような類の実例は，いずれも，具体例を挙げるまでもないほどに，憂鬱なほど繰り返し生起している。何気ない観察や内省であっても，そのほとんどがあきらかに次のことを示している。すなわち，ある社会による当該社会の社会問題の認識とは，高度に選択的な過程であり，その過程は，有害で社会的な諸状態や種々の事象の配置のあり方が存在しているにも関わらず，〔それらに対して〕注意の欠片も向けられないという事態や，しばしば熾烈な競争的格闘を伴う事柄を人々が途中で放棄するという事態を伴うものである。数多く〔の社会的な諸状態や種々の事象の配置のあり方〕が，社会内部で形成される認識を得ようと試みるが，ハードルを乗り越え認識を獲得するに至るものはほんのわずかしかない。

ほとんど当然の成りゆきとして，社会問題を研究している研究者たちは，そこにおいて，既存の社会的な諸状態ないし種々の事象の配置のあり方が社会問題として認識されるようになるこの過程を研究する必要性に気づくことになるだろう。私ならそう考える。とはいえ，概していえば，社会学者たちは，この必要性に気づいていないか，〔気づいていても〕この必要性から逃避しているかのいずれかである。社会問題の知覚は種々のイデオロギーや伝統的信条次第で決まる，といった社会学の決まり文句は，ある社会が何を当該社会の社会問題として選び出すのか，またそれがどのようなやり方で行われるに至るのか，このことについて実際には何も

述べていない。我々は，次のような事柄に関して，研究成果はおろか雀の涙ほどの知識も持ち合わせていない，といっても過言ではない。すなわち，ある問題が認識を獲得する際に煽動や暴力が果たす役割，ある問題が認識されるのを阻止しようとする利害集団の行為[4]，ある既存の状態を一つの問題として格上げすることによって物的利得を見込む，また別の利害集団の役割(たとえば，薬物と犯罪という現代的問題を抱える警察〔の存在〕をその事例として挙げることが出来る)，ある特定の問題に対しては人びとの関心を煽り，他の状態に対しては関心をそらさせようとする政界の大物たちの役割，同様のことを行う種々の権力をもった組織や企業の役割，自分たちが問題ととらえていることに人びとの注意を向けさせる力を有していない無力な集団〔の存在〕，社会問題を選択する際にマス・メディアが果たす役割[5]，公衆の感受性に衝撃を与える偶発的事件がもつ影響力〔などがそれにあたる〕。ここに至って我々は，研究が期待されていると同時に，もし我々が社会問題がいかにして発生するのかという単純ではあるが基本的な事柄を理解しようとするのであれば，研究がなされなければならない広大な領域が存在することを認めなければならない。社会問題というものは，それが発生しないことにはその生涯が始まることはない，ということを再度述べておきたい。

社会問題の正当性

社会内部で形成される認識が一つの社会問題を誕生させる。とはいえ，もしそこで生み出された社会問題がそれ独自の進路を進むことができ，且つ，途中で消滅するようなことが起こらなかった場合，〔今度は〕その社会問題は社会的正当性を獲得しなければならないことになる。社会問題が社会的正当性を持つようにならなければならない，とする言明は異様なものに思われるかもしれない。とはいえ，はじめて認識を獲得した後に，〔人々によって〕重大な問題として受けとめられ，その進歴を更新していくには，どの社会問題も社会的な是認を獲得しなければならないのである。社会問題は，公衆の議論が行われる公認のアリーナにおいて検討課題としての資格を得るのに必要な程度の社会的地位を獲得しなければならない。わが国では，そうしたアリーナとして，新聞をはじめとするさまざまなコミュニケーション・メディア，教会，学校，種々の市民組織，種々の立法権を有した議会，そして官僚や役人たちによる会合などがある。どの社会問題も，こうした種々のアリーナに迎え入れられるのに必要な社会的地位という資格認定書を持っていなければ，消滅する運命にある。既存の社会的な状態ないし種々の事象の配置のあり方が，ある社会の一部の人々によって——有り体にいえば，煽動という手段によってその状態や配置のあり方に〔社会の〕注意を引きつける人々によって——深刻なものと認識されたからといって，そのことがすなわち，公衆による検討が行われるアリーナにその問題が持ち込まれることを意味する，と考えてはならない。反対に，主張されたその問題が，取る

---

[4] 例えば，昨今，わが国において社会問題化の著しい「報道被害」(浅野健一の言う「報道加害」)に対しては，これまで種々の報道機関は異口同音にこのような行為(報道)を行い続けてきた。

[5] 殊に報道被害という「状態」を「社会問題」として認識する，という過程においては，わが国のマス・メディア(報道機関)は，事実上，第一の「利害集団」としての役割を果たしてしまうことになる。

に足らないものとして，〔あるいは〕検討に値しないものとみなされることもあれば，〔一般に〕受け入れられている物事の条理の範囲内のものであるがゆえにみだりに乱してはならない，とみなされることもあるし，妥当性を判断する種々の基準に抵触するものとして，また，社会のいかがわしく破壊的な分子たちが騒ぎ立てているに過ぎない，とみなされることもあるかもしれない。こうした状態のどれもが，ある認識された問題が正当性を獲得するのを阻止する可能性をもっている。社会問題は，もしその正当性の獲得に失敗すれば，公衆の活動のアリーナの外側でもがき衰退していくことになる。相異なる人間集団によって有害なものと認識された多種多様な社会的な状態ないし配置のあり方のなかから，正当性を獲得できるものは相対的にわずかしかない，ということを強調しておきたい。繰り返して言うが，そこにおいて，いわば，数多く芽生えた社会問題の芽が摘み取られたり，無視されたり，無効とされたりすることもあれば，〔また別の場合には〕，社会問題がそれ相当の地位を獲得するために闘うことを余儀なくされたり，ある強力で影響力を持った支持者によってその正当性獲得のための後押しがなされたりすることもある，一つの選択的な過程に我々は直面している。種々の社会問題が正当性の獲得という段階に到達するためにその通過を余儀なくされる，この選択的な過程について我々はほとんど知識を持ち合わせていない。もちろん〔こうした過程を〕通過できるかどうかは，社会問題に本来的に備わっている危険性によってのみ決まるものでもなければ，公衆の利害関心や知識が先見性を有した状態によってのみ決まるものでもない。また，公衆が持ついわゆるイデオロギーによって〔のみ〕決まるものでもない。この選択的な過程は，上記のような単純でありふれた考え方が示唆している内容と比べてはるかに複雑なものである。社会問題の認識に影響を及ぼすよう作用する上記の多くの要因が，社会問題の正当性の獲得においてその役割を担い続けることは明らかである。とはいえ，それを通じて社会的地位のとらえがたい特質が種々の社会問題に付与されることになる別の要因がある，ということは明らかだと思われる。まさに我々は，この〔選択的な〕過程について多くの知識を持ち合わせていない。ほとんど研究が行われてこなかったのであるから当然である。間違いなくこの過程は，社会問題を研究している者たちが関心を注いでしかるべき主要な事柄である。

活動の動員

社会内部で形成される認識を獲得する段階と正当性を獲得する段階〔の双方〕を何とか突破することができれば，社会問題はその進歴において新たな段階に突入することになる。この時点でその問題は，論議や論争の対象，相異なる描写がなされる対象，さまざまな異議申し立てが向けられる対象となる。その問題の領域に変化をもたらそうとする人々は，その領域において既得の利害を守ろうとする人々と激しく衝突することになる。大げさな異議申し立て，歪曲された描写，既得の利害の擁護が日常茶飯事となる[6]。相対的に関与度の低いアウトサイダーたちは，彼らの種々の感情やイメージを，その問題に対する彼らの〔認識〕枠組みの形成に反

[6] 先に政府より提示されたいわゆる「メディア規制法」と，それに対する各種報道機関による「反対声明」を参照のこと（http://ecowww.leh.kagoshima-u.ac.jp/staff/kuwabara/houdouhigai.htm）。

映させる。論議，〔特定の見解の〕擁護，評価，歪曲，人々の注意をそらさせる策略，種々の提案の積極的な提示が，〔種々の〕コミュニケーション・メディア，臨時の会合，組織的に運営されている会合，種々の立法権を有した議会，委員聴聞会において生じる。これらの各々が社会問題に対する社会による活動の動員を構成するのである。社会問題の運命はこの動員の過程において何が生じるかによって決まるところが非常に大きい，ということを指摘する必要はほとんどないだろう。問題がどのように定義されるようになるのか，喚起された感情に反応してどのような修正がその問題に対してなされるか，既得の利害を守るためにその問題がどのように描写されるのか，そして，戦略上重要な立場や権力による働きがその問題にどのように反映するのか。これらの疑問は全て，活動のための動員の過程の重要性を示唆するにふさわしいものである。

筆者が見る限り，集合的定義の過程のこの段階についてもやはり，社会問題の研究者たちは，それに関心を抱くこともなければ，それを検討課題とすることもない。我々がこの段階について持っている知識のうち，最良のものは，世論の研究者たちからもたらされたものである。とはいえ，彼らの貢献も〔また〕断片的で実に不十分なものである。この過程に関する詳細な経験的分析が欠如している，ということがその主たる原因である。世論過程の研究者たちは，既存の社会問題が〔困難な状況に〕直面した際に，〔その状況を〕いかにして切り抜けるに至るのか，また切り抜けるに際してどのように再定義されるのか，ということについてはほとんど説明していない。他方で同様に，社会問題がいかなる形で衰退し消滅していくのか，つまりこの段階で何らかの理由で消え去ってしまうのか，ということについても何も説明していない，といっても過言ではない。社会問題の研究者は社会問題の運命におけるこの極めて重要な段階を看過すべきであるとする立場は，私の眼からするならば異常なまでに近視眼的なものである，と思われる。

活動の公式計画の形成

社会問題の進歴におけるこの段階は，既存の社会問題との関連において，ある社会がどのように活動するかを決定する段階に相当する。この段階は，活動の公式計画について何度も繰り返し強調するという営みによって構成される。そうした議論は，立法権を持った種々の委員会や議会，そして種々の執行委員会などにおいて行われる。この公式計画は，ほとんどいつでも交渉の所産であり，そこにおいてさまざまな見解や利害の調整が行われる。妥協案の提示，譲歩，取り引き，有力者の意見への服従，権力に対する対応，何が実行可能かに関する種々の判断――これら全てが公式計画の最終的な形成においてその役割を果たす。この段階は集中的な形式において定義・再定義が行われる過程である――。そこにおいて，当該の社会問題に関する集合的イメージの形成・修正・再形成が行われる。結果として生じるイメージは，社会問題の進歴における以前の段階においてその問題がどのようにとらえられていたか〔そのイメージ〕とは大きく異なりうる。成立した公式計画は，それ自体，その問題に対する公式の定義を構成することになる。すなわちそれは，当該社会がその内部の公式の機構を通じてその問題をどのように知覚するか，またその問題に対してどのように活動しようとしているのかを表している。これまで述べたことはごく当たり前の

ことである。とはいえ，以上のことは，定義の過程が〔社会〕問題の運命にとって明らかに重要な働きを持っていることを指摘している。無論，社会問題に関する有効で適切な研究というものは，公式の活動をめぐる合意形成過程において，その社会問題に何が生じるのか，という事柄をも内包したものでなければならない。

公式計画の実行

公式計画〔が作られるということ〕とそれが実際に実行されるということは同じことである，という前提は事実と相反するものである。ある程度必ず，またかなり頻繁に，計画は実行に移されると，修正されたり，ねじ曲げられたり，再形成されたり，期せずしてその拡大が行われたりするものである。これは当然のことである。その計画の実行は，また新たな集合的定義の過程への扉を開くことになる。その計画の実行は，計画に関わっている人々や当該社会問題に関与している人々が行う，〔その計画の実行に関する〕新しい一連の活動が形成される段階を用意する。利益を失う危険性にさらされている人々は，懸命にその計画〔の実行〕を制限しようとしたり，その運用を新たな方向へと修正しようとする。〔また〕この計画によって利益を得ている側にある人々は，種々の新たな機会を享受しようと懸命になるだろう。もしくは，双方の集団がその計画には〔それまで〕見出せなかった新たな調和的な編成を案出するかもしれない。計画の執行部やその運用要員たちは，計画の基調をなす公式の政策の代わりに彼ら自身の政策を据えようとする傾向がある。しばしば，当該社会問題の主要部分に手をつけない形で，あるいは決して公式には意図されていなかったやり方でその社会問題領域の別の部分を変容させるという形で，様々な水面下の調整が展開される。私が目下言及している調和・閉塞・予期せざる拡大，意図せざる変容といったものは，過去にあった数多くの公式計画の実際の実行という試みについて言うならば，いくらでも見出すことができる。このような種々の帰結は，禁止令を改正する際に顕著に現れていた。わが国の規制当局について言うならば，それらは周知のことである。それらは，犯罪という問題に対処するために策定された新しいほとんどの法律強化プログラムの事例において〔も〕見い出されうる。私は，公式の対処計画の実行により発生する，社会問題の予期されざる意図されざる再構造化の様相ほど，あまり理解されず研究もされていないがより重要な社会問題の一般的な領域の様相〔となっているもの〕を，ひとつとして知らない。社会問題の研究者たちが何故に，その研究と理論化の双方において，社会問題の生命の存続におけるこの決定的に重要な段階を無視することができるのか，私には理解できない。

願わくば，社会問題の進歴の全行程における識別可能な五つの段階についての私の議論が，社会問題の社会学的研究において新しいパースペクティブと研究方法を発展させる必要性を明らかにするものとなって欲しい。私には，社会問題を一つの集合的な定義の過程という文脈に位置づけなければならないことは疑う余地のないことだと思われる。社会問題が存在すると認識されるか否か，検討に値するという資格を得るか否か，それがどのように検討されることになるのか，それとの関連において何が行われることになるのか，それを統御するために行われるさまざまな営為において，それがどのように再構成されることになるのか，これら〔の全て〕を決定するのはこの過程なのである。社会問題とは，この過程において，その生命，その進歴，その運命を持つものなのである。この過程を無視することは，社会問題についての

断片的な知識と虚偽的なイメージしか生み出しえない。

私の議論は，社会学者たちが社会問題というテーマに接近する際に取ってきた従来のやり方の価値を否定するものととらえられてはならない。社会問題の客観的性質に関する無知や誤った情報を正すものとして，彼らが〔その獲得を〕目的としているその性質についての知識は究明されて然るべきものである。とはいえ，この種の知識は，社会問題に対する対処に関しても，また〔社会問題に関する〕社会学理論の発展に関しても，はなはだ不十分なものなのである。社会問題に対する対処に際しては，社会問題領域の客観的性質についての知識は，その知識が，社会問題の運命を決定する集合的な過程に入ってくる度合いに応じた重要性しかもたない。この過程において，その知識は無視されることもあれば，曲解されることもあれば，他の検討事項によってもみ消されることもある。私見では，社会問題に関する自らの研究が種々の〔問題化している〕状態を改良するものとなることを社会学者たちが望むのであれば，それを通じてさまざまな変化が生じる集合的な定義の過程を研究し理解した方がよいことは言うまでもないことである。社会学理論の側から言うならば，社会問題の客観的性質についての知識は本質的に無用なものである。というのも，先に私が示そうとしたように，社会問題とは彼らが指摘する客観的な領域に存しているものなのではなく，当該社会においてそれがとらえられ定義される過程のなかに存しているものだからである。私が見出しうる経験的証拠だけを見ても，明らかにこの結論が提示される。私はどんな反証事例も歓迎する。社会問題とは何らかの客観的な社会構造に埋め込まれている，とする前提をもとに社会問題に関する理論を展開しようとする社会学者たちは，彼らがとらえようとしている世界を読み違えている。構造的ストレーン，社会システムの均衡における乱れ，逆機能，社会規範の解体，社会的価値の崩壊，社会的同調からの逸脱，とされるものに社会問題を帰属させることは，集合的な定義の過程に帰属しているものを，知らず知らずのうちにひとつの社会構造という想像上の実体に移し替えることを意味する。先にも述べたように，上記の概念のいずれも，その概念が適用されている経験的実例のうち，なぜ社会問題になるものもあればならないものもあるのか，その理由を説明することができないのである。その説明は集合的な定義の過程において求められなければならない。社会問題という経験的世界に関する知識に根ざした社会学理論を作るためには，この経験的世界の特性に注意を向け，それを尊重しなければならない。

解説：ブルーマーのシンボリック相互作用論と社会的構築主義

1）人間は，ある事柄に対して，その事柄が自分にとって持つ意味に基づいて行為する。

2）そうした事柄の意味は，人間がその相手と執り行う社会的相互作用より導出され発生する。

3）こうした事柄の意味は，その人間が，自分が出くわした事柄に対処する際に用いる解釈の過程を通じて，操作されたり修正されたりする。

良く知られた，「シンボリック相互作用論の三つの基本的前提」である。シンボリック相互作用論の創始者である，ハーバート・ジョージ・ブルーマー（Blumer, Herbert George, 1900-87）が定式化したものである[1]。

この前提が含意する詳しい内容については，別稿を参照いただくとして[2]，ここでは，とりわけ第二の前提に着目して話を進めることにしたい。

この第二の前提が含意しているのは，われわれ

の日常生活を構成するさまざまな事柄の意味は――別言するならば，さまざまな事柄が“何であるのか”は――，その事柄にあらかじめ内在化されているものでも，また一個人によって主観的に付与されるものでもなく，さまざまな人々によって展開される社会的相互作用を通じた「定義の過程」の所産である，という論点である。ブルーマーによれば，「哲学における伝統的な『実在論』(realism) の立場」や「古典的心理学」(classical psychology)，「現代の心理学」(contemporary psychology) のいずれの立場とも異なり，シンボリック相互作用論では，「意味とは，人間間の相互作用の過程 (process of interaction)〔＝定義の過程〕から生じるものと考えられている。すなわち，ある人間にとってのある事柄の意味とは，他の人々がその事柄との関連においてその人に働きかける，そのやり方から生じてくるものと考えられている。他者の行為がその人にとっての事柄を定義するように作用するのである」[3]。こうした定義という営みは，何らかの身体的動作（行動）を通じて行われることもあれば，それが“切りつめられた”(truncated) ものとしての言語を通じて行われることもある。社会的相互作用を通じたこうした定義という営みに参与する人々が複数存在している場合――というよりも，定義がそこにおいて行われている社会的相互作用を「さまざまな人々によって展開される社会的相互作用」と規定している以上，理論的にも現実的にも，人間が複数存在している場合しか想定し得ないが――，そうした定義は「集合的な定義」と呼ばれる[4]。この「集合的な定義」という過程は，その過程に参与している個々人を，“相互に異質な存在である”と仮定するならば[5]，「異なる意味付与の競合」という形を取ることになる[6]。こうしたブルーマーの第二の前提の応用型として位置づけられるのが，今回訳出されたBlumer, H.G., 1971, Social Problems as Collective Behavior, *Social Problems*, 18:298-306に他ならない[7]。一般にこの論文は，ブルーマーがシンボリック相互作用論の観点から社会問題論・社会問題研究のあり方を提示したものである，と捉えられている[8]。

ブルーマーによる上記の第二の前提を踏まえるならば，ある事柄（社会現象）が“社会問題であるのか”もしくは“社会問題ではないのか”もまた，その事柄に内在化されているものでも[9]，一個人によって定められるものでもなく，さまざまな人々によって展開される社会的相互作用を通じた集合的な定義の過程の所産である，ということになる。上記のBlumer, 1971は，この仮説を展開しようとしたものである。

ブルーマーのこの論文は，その後，社会問題研究における「社会的構築主義」(social constructionism) という流れの重要な知的源泉として位置づけられることとなる[10]。ここで「社会的構築主義」とは，M・B・スペクターとJ・I・キツセが1977年に公刊した『社会問題の構築』(Spector and Kitsuse, 1977) によって一つの到達点を迎えた社会問題研究の一大潮流を指し，その後その潮流は，我が国の社会学界にも輸入されている。我が国では，上記の『社会問題の構築』の邦訳書（マルジュ社，1990年）と，中河伸俊の『社会問題の社会学』（世界思想社，1999年）が，その輸入結果の代表作として挙げられる。ちなみに，草柳千早の『「曖昧な生きづらさ」と社会』（世界思想社，2004年）は，この潮流の延長線上に位置付けられるものと言えよう[11]。

今世紀に入って，こうした流れを受けて，「社会的構築主義」的な発想[12]をシンボリック相互作用論の側に引き戻そうとする流れが見受けられるようになった。主なものとして，海外ではメインズ

の論稿が[13]，国内では，片桐雅隆の諸論稿[14]が挙げられる。

片桐雅隆は，ブルーマーの理論化に代表されるシンボリック相互作用論を「主体主義的なもの」と位置づけ，ストラウス[15]の理論化[16]に代表されるシンボリック相互作用論を「構築主義的なもの」として捉え[17]，後者のストラウス理論に依拠しつつ，「構築主義的」シンボリック相互行為論の展開を企図している。とはいえ，ここに訳出したBlumer, 1971は，「主体主義的なもの」という通俗的なブルーマー把握に対する一つの反論を提起し得る根拠になるものと言えよう。訳者の山口が今回，この論文の翻訳を公刊しようとした意図もまた，主としてこの点にあることを最後につけ加えておきたい[18]。

注

1）ブルーマーのプロフィール，及び，ブルーマーによるシンボリック相互作用論それ自体の理論化については，拙稿（桑原，2000年abc；2001年；2003年；2005年；2006年a；2006年b）を参照されたい。

2）桑原，2002年。

3）Blumer, 1969, pp.3-5=1991年，4-5頁.なお，ここで「心理学」とは，おそらくは「構成心理学」(structural psychology)のことを指しているものと思われる（桑原，2000年a，12頁）。

4）後藤，1999年，101-110頁。

5）「ブルーマーは，『対象』(object)に関する議論において，『ひとつの対象が異なる個人に対して異なる意味を持つことがあり得る』‥‥と述べ，それ故，『個人や集団は，たとえ同一の空間的な位置を占有し，そこで生活していたとしても，きわめて異なった環境を持っている可能性がある。いわば，人々は，たとえ隣り合って住んでいたとしても，異なった世界に住んでいることがあり得る』‥‥としている。すなわち，本論における前章〔＝桑原，2000年a，9-39頁〕の議論を踏まえた上で，このブルーマーの言説を解釈するならば，相互作用に参与するであろう個々人は，互いに相手とは異なった『パースペクティブ』を持つという意味で異質な存在として，社会的相互作用に参与する可能性が高いということになる」（桑原，2000年a，43頁）。

6）徳川，2002年，89頁。

7）船津，1990年，参照。上記の訳文は，このBlumer, 1971の全訳である。訳文中，「　」で括られている箇所は原文において“　”で括られている箇所を，“　”で括られている箇所は原文においてイタリック体で記されている箇所を表している。また〔　〕は，訳者による補足のための挿入を表している。

8）船津，1990年，160頁；草柳，1997年，221-222頁。ちなみに，E・ナーデルマン（Nadelmann, 1990）は，ある特定の活動を禁じる国際的な諸規範の形成と維持のメカニズムを説明しようとする彼の論文の中で，ブルーマーのこの論文において提示された“社会問題過程の五段階モデル”を再構成し，その越境犯罪（国境を越える犯罪）への適用を試みている。

9）この立場に立つものとしてブルーマーが論敵扱いしているのが，社会問題に関する機能主義的研究，なかでも，R・K・マートンの社会問題論(Merton, 1966)である。

10）福重，1999年，182頁。社会問題に関するこの立場の最大公約数的な定義については，次の引用が適切であろう。「社会問題は，**なんらかの想定された状態について苦情を述べ，クレイムを申し立てる個人やグループの活動であると定義される。‥‥社会問題の理論の中心課題は，クレイム申し立て活動とそれに反応する活動の発生や性質，持続について説明することである**」(Spector and Kitsuse, 1977＝1990年，119頁)。なお福重によれば，目下この立場は，大別して「厳格派」「コンテクスト派」「ポストモダン派」の三派に分類することが出来る（福重，1999年，186頁）。

11）かつて筆者は，この点について概略的な報告を行った。「社会問題成立のメカニズム」，第94回鹿児島哲学会例会，於：鹿児島大学法文学部，2001年6月30日。

12）なお付言しておくならば，ここで「社会的構築主義」とは，先に述べた「社会問題研究における『社会的構築主義』」と同一のものではない。ここ

でいう「社会的構築主義」については，差し当たりV・バーが挙げる「4つの教義」(「自明の知識への批判的スタンス」／「歴史的及び文化的な特殊性」／「知識は社会過程によって支えられている」／「知識と社会的行為は相伴う」) 及び「7つの特徴」(「反－本質主義」／「反－実在論」／「知識の歴史的及び文化的な特殊性」／「思考の前提条件としての言語」／「社会的行為の一形態としての言語」／「相互作用と社会的慣行への注目」／「過程への注目」) を参照されたい (Burr, 1995＝1997, 3-12頁)。

13) Maines, 2001.

14) 片桐, 2001年 a；2003年 a；2003年b。

15) Strauss, Anselm Leonard (1916-96)。シカゴ学派第四世代に位置づけられるアメリカの社会学者で，シンボリック相互作用論確立の旗手の一人として挙げられている。

16) Strauss, 1959.

17) 片桐, 2001年 b, 226-228頁。

18) なお付言しておくならば，桑原のこの見解は，何もストラウス理論の意義が，ブルーマー理論を超えるものではない——ブルーマー理論に解消されるものである——，ということを意味するものではない。確かにブルーマーは一貫して，種々の事柄の意味が，人々が行う定義の過程から生まれるものであることを強調している。その定義という営みは，先にも述べたように，「何らかの身体的動作（行動）を通じて行われることもあれば，それが“切りつめられた”（truncated）ものとしての言語を通じて行われることもある」。とはいえ，この「　」でくくった部分の記述は，桑原なりの，ブルーマーによる第二の前提の読み込みを表現したものであり，ブルーマー自身が明記していることではない。この「定義という営み」が言語を通じた「名付け」（naming）という形で行われる，というストラウスの着想は——この点については訳者の山口（2005年；2006年）が詳しい——，ブルーマーの理論化と相対立する見解なのではなく，むしろ，ブルーマーの理論化の延長線上に位置する，より洗練された着想として位置づけることが可能である，ということこそ我々は主張したいのである。

引用・言及文献

Blumer, H.G., 1969, *Symbolic Interactionism: Perspective and Method*, Prentice-Hall＝1990年，後藤将之訳，『シンボリック相互作用論——パースペクティブと方法——』，勁草書房.

Burr, V., 1995, *An Introduction to Social Constructionism*, Routledge＝1997年，田中一彦訳，『社会的構築主義への招待——言説分析とは何か——』，川島書店.

福重　清，1999年，「社会問題研究におけるポストモダン派社会構成主義の可能性」，『ソシオロゴス』第23号，ソシオロゴス編集委員会。

船津　衛，1990年，「社会問題への解釈アプローチ」，『社会学研究』第55号，東北社会学研究会。

後藤将之，1999年，『コミュニケーション論』，中公新書。

片桐雅隆，2001年a，「『メンバーシップと記憶』論の構想」，船津　衛編，『アメリカ社会学の潮流』，恒星社厚生閣。

————，2001年b，「監訳者あとがき」，A・L・ストラウス著，片桐雅隆他訳，『鏡と仮面——アイデンティティの社会心理学——』，世界思想社。

————，2003年a，「役割論から物語論へ，そして物語論から役割論へ」，『文化と社会』第4号，マルジュ社。

————，2003年b，『過去と記憶の社会学——自己論からの展開——』，世界思想社。

草柳千早，1997年，「ブルーマーとシンボリック相互作用論」，那須　壽編，『クロニクル社会学』，有斐閣アルマ。

桑原　司，2000年a，『社会過程の社会学——ハーバート・ブルーマーのシンボリック相互作用論における社会観再考——』，関西学院大学出版会 BookPark。

————，2000年b，「シンボリック相互作用論序説（1）——コミュニケーションの社会学理論——」，『経済学論集』第52号，鹿児島大学経済学会。

————，2000年c，「シンボリック相互作用論序説（2）——コミュニケーションの社会学理論——」，『経済学論集』第53号，鹿児島大学経済学会。

————，2001年，「東北大学審査学位論文（博士）の要旨——シンボリック相互作用論序説（3）——」，『経済学論集』第54号，鹿児島大学経済学会〔**注記**：

桑原，2001年の表題を公刊当初のものから現行（上記）のものへと変更した理由及び経緯については，次の文献を参照されたい。「編集後記」（『鹿児島大学総合情報処理センター 広報』No.16，鹿児島大学総合情報処理センター，2003年）138頁；桑原，2006年b，164頁〕。

――――，2002年，「自我の社会性」，船津　衛・安藤清志編著，『自我・自己の社会心理学』，北樹出版。

――――，2003年，「『シンボリック相互作用論ノート』のweb公開について」「編集後記」，『鹿児島大学総合情報処理センター　広報』No.16，鹿児島大学総合情報処理センター〔なお，本稿の第2節に熊本大学文学部地域科学科「卒業論文要旨」を，第4節に東北大学大学院文学研究科「修士論文要旨」を掲載〕。

――――，2005年，「シンボリック相互作用論のエッセンス」，*Discussion Papers In Economics and Sociology*, No.0501, The Economic Society of Kagoshima University.

――――，2006年a，「シンボリック相互作用論のエッセンス（資料編）」，*Discussion Papers In Economics and Sociology*, No.0601, The Economic Society of Kagoshima University.

――――，2006年b，「シンボリック相互作用論のエッセンス――ブルーマー理論再考――」，中野正大（研究代表者），『現代社会におけるシカゴ学派社会学の応用可能性』，平成14年～17年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究B）研究報告書。

Maines, D.R., 2001, *The Faultineline of Consciousness*, Aldine de Gruyter.

Merton, R.K., 1966, Social Problems and Sociological Theory, Merton and Nisbet, R.A., (ed.), *Comtemporary Social Problems*, 2nd (ed.), Harcourt Brace＝1969年，森東吾他訳，『社会理論と機能分析』，青木書店，407-471頁.

Ethan Nadelmann, 1990, Global Prohibition Regimes: The evolution of norms in international society, *International Organization*, 44 (4):479-526.

Spector, M., and Kitsuse, J., 1977, *Constructing Social Problems*, Cummings Publishing Company＝1990年，村上直之他訳，『社会問題の構築――ラベリング理論をこえて――』，マルジュ社.

Strauss, A.L., 1959, *Mirrors and Masks*, Free Press＝2001年，片桐他訳.

徳川直人，2002年，「相互行為とイデオロギー」，伊藤　勇・徳川直人編著，『相互行為の社会心理学』，北樹出版。

山口健一，2005年，「『鏡と仮面』におけるパーソナルな行為者の名づけと用語法の『共有』――A・ストラウスの相互行為論の基礎として――」，『社会学研究』第78号，東北社会学研究会。

――――，2006年，「社会的世界と相互行為の接点――A.ストラウスにおける集団とパーソナルな行為者の行為との関係から――」，『社会学年報』第35号，東北社会学会。